◎新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係 法律の臨時特例に関する法律

(令和二年四月三〇日法律第二五号)

一、提案理由(令和二年四月二八日·衆議院財務金融委員会)

○麻生国務大臣 ただいま議題となりました新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明いたします。

政府は、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置による影響を緩和 する観点から、所要の措置を講ずることとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、御説明申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症等の影響により多数の事業者において収入が急減しているという状況を踏まえ、納税の猶予制度の特例を設けることといたしております。

このほか、欠損金の繰戻しによる還付の特例、文化芸術・スポーツイベントの中止等 に係る寄附金控除の特例、住宅ローン控除の適用要件の弾力化などの措置を講ずること といたしております。

これらは、さきに決定されました新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に盛り込まれた事項のうち、税制上の措置を実施するためのものであります。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

## **二、衆議院財務金融委員長報告**(令和二年四月二九日)

○田中良生君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置による影響を緩和する観点から、多数の事業者において収入が急減しているという状況を踏まえ、納税の猶予制度の特例を設けるほか、欠損金の繰戻しによる還付の特例等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る四月二十七日本委員会に付託され、昨日、麻生財務大臣から提案理由の 説明を聴取した後、質疑を行い、質疑を終局いたしました。本日採決いたしましたとこ る、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

○附带決議(令和二年四月二九日)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 納税の猶予制度の特例措置については、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延 防止のための措置の影響により、事業者に相当な収入の減少があった場合の緊急に必 要な税制上の特例措置であるとの趣旨を踏まえ、猶予期間の経過後においては、本特 例措置の適用を受けた事業者の事業の状況を十分に踏まえつつ、公平かつ適正な徴収 に努めること。

- 二 納税の猶予制度の特例措置における猶予期間の経過前において、新型コロナウイル ス感染症の収束状況等を踏まえ、本特例措置の延長の要否について検討を行うこと。
- 三 納税の猶予制度の特例措置における猶予期間の経過後においては、本特例措置の適 用状況の把握に努め、国会への報告を行うこと。
- 四 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により更なる財政的支援の必要性が生じる場合にあっても、我が国の極めて厳しい財政状況に鑑み、中長期的な財政健全化にも十分に配慮し、当該財政的支援の費用対効果も踏まえつつ、客観的、合理的な対応を行うこと。

## 三、参議院財政金融委員長報告(令和二年四月三〇日)

○中西祐介君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財政金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者に及ぼす影響の緩和を図るため、国税関係法律の特例を定めようとするものであります。

委員会におきましては、納税猶予の特例措置の内容と今後の課題、中小企業や家計の 資金繰りに対する更なる支援の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会 議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきもの と決定をいたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(令和二年四月三○日)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 納税の猶予制度の特例措置については、その立法趣旨を踏まえ、事業者の事業の状況等を十分に配慮した公平かつ適正な運用を行うとともに、関係機関の協力を得つつ、納税等の事務負担の軽減に向けた環境整備に万全の対策を講ずること。
- 二 新型コロナウイルス感染症の収束状況等を踏まえ、納税の猶予制度の特例措置については、その延長の要否に関して必要な検討を行うとともに、同特例措置の適用状況を把握した上で、国会への報告を行うこと。
- 三 今後の新型コロナウイルス感染症の収束状況等を勘案し、更なる税制措置等の必要性を検討すること。
- 四 納税の猶予制度の特例措置に対応する国税職員の体制強化及び新型コロナウイルス 感染症への国税職員の感染防止措置について、万全の対策を講ずること。 右決議する。